

# Nabeshima Labor Management



高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例が設けられました  
～平成 27 年 4 月 1 日施行～

## 原則 【労働契約法 第 18 条】

同一の使用者との間で**有期労働契約**が繰り返し更新されて**通算 5 年**を超えた場合は、労働者の申込により、**無期労働契約に転換**できる。

## 有期雇用特別措置法とは？！

### 【対象者】

- ① **高度専門職**  
…専門的知識等を有する有期雇用労働者
- ② **継続雇用の高齢者**  
…定年に達した後引続いて雇用される有期雇用労働者

### 【効果】

その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に、**無期転換申込権発生までの期間に関する特例**が適用

### 【有期雇用特別措置法の基本的な仕組み】

- ① 特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような**雇用管理に関する措置**についての**計画**を作成  
↓
- ② 事業主は、作成した計画を**本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出**  
↓
- ③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、**認定**  
↓
- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者について、**無期転換ルールに関する特例が適用**

## 高度専門職の特例

### 【年収要件と範囲】

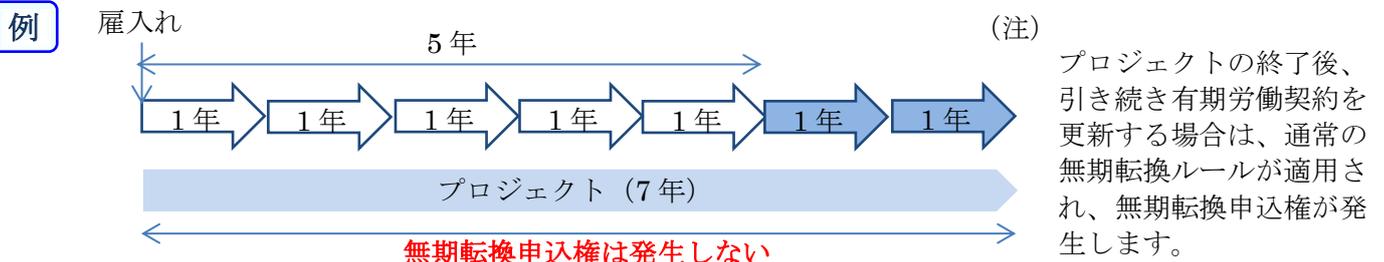
- ・ 年収要件…1 年当たりの賃金額に換算した額が 1,075 万円以上
- ・ 高度専門職の範囲…博士の学位を有する者等、定められています。

### 【特例に認定されるための要件】

- ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成→都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され
- ・ 高収入で、かつ高度の専門的知識等を有し
- ・ その高度の専門的知識等を必要とし、5 年を超える一定の期間内に完了する業務に従事する

### 【特例の効果】

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。（無期転換申込権が発生しない期間の上限は 10 年）



## 継続雇用の高齢者の特例

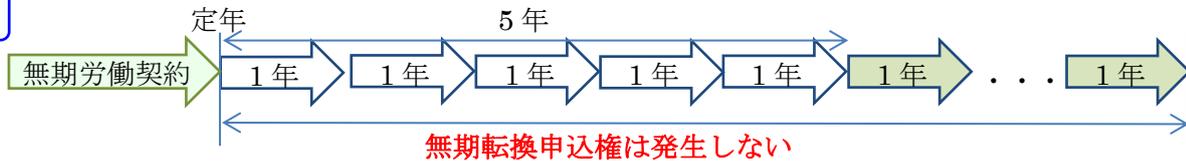
### 【特例に認定されるための要件】

- 適切な雇用管理に関する計画を作成→都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され
- 定年に達した後、引き続き雇用されている

### 【特例の効果】

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

例



特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要です。

高度専門職と継続雇用の高齢者について、それぞれ別の計画の認定を受けることが必要です。

《筆者：鍋島明子》

## お知らせ

平成27年度の協会けんぽの介護保険料率は4月分（5月納付分）から改定されます。

例年より1カ月遅れの適用となります。

平成27年度（4月から）の雇用保険料率の変更はありません。

年度の途中で65歳になる方（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方）の雇用保険料は4月分より免除となります。

平成27年度から、労災保険率の改定が行われます。

## 自然との共生

梅、水仙、ハクレン、モクレン、そして桜が一斉に咲き、すっかり春一色になりました。きれいな花が連続で咲き誇っています。散ってしまったら、また来年まで…と思うと切ない気持ちになります。この日本で、花が一番美しい季節ですね。



## わたしのひとこと

3月14日、北陸新幹線が、富山・金沢まで開通し、観光客の呼び込み等が毎日報じられていました。そのニュースを見聞きしていると、嬉しい気分になりました。実は、私もこの日を待っていた一人です。富山駅は、北アルプスの玄関口です。立山・黒部などの山登りをするのに移動時間が短縮され、本当に有難い限りです。

平成9年7月に、リュック姿で富山駅に降り立った際、駅員さんが改札口で切符をちょきちょきしていました。「まだ自動になってない…」と言って苦笑いした記憶が蘇りました。その後、何度か訪れましたが、全てが自動化されて行き、「新幹線の乗り入れを1日も早く！」と待っている様子でした。黒部は、「水」が本当に美味しい地で、お土産は「水に限る！」と思うほどです。

大宮から2時間程度で行けるようになると、新鮮な海の幸に舌鼓を打ち日帰りも可能な距離です。しかし、足を伸ばして石川県の奥座敷「山中温泉」に行くことをお勧めします。遠くに感じていた北陸が近くに感じられ、とても嬉しく思っています。

鍋島勝子

## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL : 028-635-9752 FAX : 028-635-9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail : [nabeshima@n-roumu.co.jp](mailto:nabeshima@n-roumu.co.jp)

